

岐阜県公報

目次

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	(人 事 課)	六
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	八
岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(同)	八
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	八
岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	九
岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(同)	〇
岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	(情報システム課)	〇
岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(消 防 課)	一
岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(私学振興・青少年課)	一
岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(医療整備課)	一
岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	(国民健康保険課)	一
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(医療福祉連携推進課)	二
岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	(保健医療課)	二

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

号外(一) 令和六年三月二十六日

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(高齢福祉課) 一二

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(同) 一四

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(障害福祉課) 三四

岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(子ども家庭課) 五二

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(同) 五六

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(商工・エネルギー政策課) 五六

岐阜県奨学金返還支援基金条例

(産業人材課) 五八

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(家畜防疫対策課) 五九

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

(農地整備課) 五九

岐阜県建築審査会条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(建築指導課) 六〇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(同) 六〇

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(水道企業課) 六一

令和六年三月二十六日

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例及び岐阜県教育職員給与その他の勤務条件の特例に関

する条例の一部を改正する条例

(義務教育課・高校教育課) 六一

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(会 計 課) 六三

岐阜県ケアラー支援条例

(議事調査課) 六三

本号で公布された条例のあらまし

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 (条例第四号)

一 「地方自治法」の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、次の三条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

2 岐阜県職員の育児休業等に関する条例

3 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例

二 次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県公営企業の設置等に関する条例

2 岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第五号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を九二人増員することとした。

(内訳)

1 知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。) 六八人

2 教育委員会の事務部局 二人

3 学校 一人

4 警察 一人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を一人減員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

特別支援学校

2 減員するもの

九人

小学校、中学校及び義務教育学校

一人

三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第六号)

一 「国立大学法人法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第七号)

一 森林環境税の賦課徴収に関し、市町村長が知事に報告すべき事項を定めることとした。(第二八条関係)

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

一 県内の企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例について、要件を見直した上で、その適用期間を四年延長することとした。(第二条関係)

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一関係)

一 環境・生活関係(「地球温暖化対策の推進に関する法律」等二法令一項目)

二 土地利用・都市計画関係(「高齢者の居住の安定確保に関する法律」三二項目)

二 「農地法」に基づく農地転用許可等を行う市町村として、揖斐川町が農林水産大臣の指定を受けたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(別表第一関係)

三 この条例中一は令和六年四月一日から、二は公布の日から施行することとした。

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 「住民基本台帳法」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。

1 附票本人確認情報の保護に関する審議会は、岐阜県個人情報保護審査会とすることとした。(第五条関係)

2 自己に係る附票本人確認情報の開示を請求する者は、当該開示に要する費用を負担しなければならないこととした。(第六条関係)

二 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を知事が利用できる事務として、次の事務を追加することとした。(別表第一関係)

1 選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務

2 B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務

3 生活に困窮する外国人に対する「生活保護法」の規定に準じて行う保護の決定及び実施等に関する事務

三 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を知事が教育委員会に提供できる事務として、選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務を追加することとした。(別表第一関係)

四 この条例中二及び三は令和六年四月一日から、一は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部を改正する法律」附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二号)

一 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県総務関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一二二号)

一 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に鑑み、「消防法」の施行に関する事務に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、令和六年五月一日から施行することとした。

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)

一 「民法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第一四〇号)

一 「医療法施行規則」の一部改正に伴い、病院に係る栄養士の配置基準を改正す

- ることとした。(第五条関係)
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例(条例第一五号)
- 一 「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第一六号)
- 一 「児童福祉法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例(条例第一七号)
- 一 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第一八号)
- 一 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、次の七条例について、省令の改正内容に準じた改正を行うこととした。
- 1 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

- 7 岐阜県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第一九号)
- 一 介護保険等に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次の八条例について、省令の改正内容に準じた改正を行うこととした。
- 1 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 8 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 二 「岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を廃止することとした。
- 三 この条例は、一部を除き、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第二〇号)
- 一 障害児及び障害者に係る各種の施設・サービスの基準を定める内閣府令等の一部改正に伴い、次の七条例について、内閣府令等の改正内容に準じた改正を行うこととした。
- 1 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

- 3 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 二 この条例は、一部を除き、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第二二号）
 - 一 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - 二 一に伴い、「岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を廃止することとした。
 - 三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二二二号）
 - 一 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、次の二条例について所要の規定の整備等を行うこととした。
 - 1 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例
 - 2 岐阜県女性相談センターの名称を岐阜県女性相談支援センターに変更することとした。（別表第二関係）
 - （二）その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二二三号）
 - 一 技能検定試験手数料（実技試験）の額を改定することとした。（別表第一関係）
- 二 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）
 - 1 表面性状測定（共焦点顕微鏡測定）、円の形状偏差（真円度）、微小押込み硬

- さ試験及びスクラッチ試験に係る機械・金属試験手数料を新たに徴収することとした。
- 2 非接触式表面性状測定及び真円度の測定に係る機械・金属試験手数料並びにナノインデント測定及びナノスクラッチ測定に係るぎふ技術革新センター試験手数料を廃止することとした。
- 三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県奨学金返還支援基金条例（条例第二四号）
 - 一 本県への若者の定着を促進するために企業等と連携して大学の卒業生等の奨学金の返還を支援する事業に要する資金に充てるため、岐阜県奨学金返還支援基金を設置することとした。（第一条関係）
 - 二 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。（第一条関係）
 - 三 その他岐阜県奨学金返還支援基金に関し必要な事項について定めることとした。
 - 四 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二五号）
 - 一 家畜伝染性疾病遺伝子検査手数料を新たに徴収することとした。（別表関係）
 - 二 家畜伝染性疾病検査証明書交付手数料について、家畜伝染性疾病遺伝子検査を受けた旨の証明書の交付を対象に加えることとした。（別表関係）
 - 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 四 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第二六号）
 - 一 国営土地改良事業に係る地元負担金の額の特例として、国営西濃用水第三期土地改良事業に係る地元負担金の額を定めることとした。（付則第二一項関係）
 - 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県建築審査会条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二七号）
 - 一 「建築基準法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - 1 岐阜県建築審査会条例
 - 2 岐阜県土木関係手数料徴収条例
 - 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

一 「建築基準法施行令」の一部改正に伴い、既存建築物敷地制限特例認定申請手数料及び既存建築物道路内建築制限特例認定申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

一 工業用水道料金の単価を改定することとした。(第二六条関係)

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

一 公立学校の教育職員の働き方改革を推進するため、次の二条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

公立学校に勤務する職員の年次休暇を、暦年単位から年度単位に変更することとした。(第四一条関係)

2 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例

(一) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に鑑み、公立学校の教育職員に対し一年単位の変形労働時間制を導入することとした。(第五条及び第五条の二関係)

(二) (一)に伴い、「岐阜県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」について所要の規定の整備を行うこととした。

(三) その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

一 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に鑑み、猟銃操作等技能講習手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

二 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、次のとおり規定の整備を行う

こととした。(別表第一関係)

1 「警備業法」の一部改正により、警備業の認定証が廃止されることに伴い、警備業認定証再交付手数料及び警備業認定証書換え手数料を廃止することとした。

2 「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」の一部改正により、自動車運転代行業の認定証が廃止されることに伴い、自動車運転代行業認定証再交付手数料及び自動車運転代行業認定証書換え手数料を廃止することとした。

3 「探偵業の業務の適正化に関する法律」の一部改正により、探偵業の届出証明書が廃止されることに伴い、探偵業届出証明書交付手数料、探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料を廃止することとした。

4 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

岐阜県ケアラー支援条例(条例第三三号)

一 ケアラーへの支援(以下「ケアラー支援」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とすることとした。(第一条関係)

二 ケアラー支援について、基本理念を定めることとした。(第三条関係)

三 県の責務並びに県民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を定めることとした。(第四条、第九条関係)

四 ケアラー支援のための基本的施策を定めることとした。(第一〇条、第一五条関係)

五 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

(岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項中「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第五条第一項中「以下」の下に「この項において」を加え、同条第二項中「百分の百二十五」を「基準日」に、「百分の百三十五」を「基準日(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号。以下「報酬条例」といふ。))」に改め、「定める額」との下に「給与条例第二十四条中「前条第一項」とあるのは「報酬条例第五条第一項」と、同条第一号中「支給日」とあるのは「支給日(報酬条例第五条第一項に規定する人事委員会規則で定める日)をいふ。以下この条及び次条において同じ。」「と」を加える。

第六条中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当)

第六条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この項においてこれらの日を

「基準日」といふ。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(人事委員会規則で定める者を除く。)に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属す

る月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(人事委員会規則で定める者を除く。)についても、同様とする。

2 給与条例第二十四条、第二十四条の二並びに第二十五条第二項(第二号を除く。)及び第三項の規定は、会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第二十四条中「前条第一項」とあるのは「岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号。以下「報酬条例」といふ。))」第六条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(報酬条例第六条第一項に規定する基準日)をいふ。以下この条から第二十五条までにおいて同じ。」「から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事委員会規則で定める日)をいふ。以下この条及び次条において同じ。」「と、給与条例第二十五条第二項第一号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外」とあるのは「報酬条例第六条第一項」と、同号イ中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第三項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)」と、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

附則第二項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。附則第三項から第八項までを削る。

(岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 岐阜県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

(岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和二年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、

「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。
 第二条第一号中「第七十三条第一項第一号」を「第七十三条の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条第一項第二号」を「第七十三条の四第一項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(令和五年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正」を付する。

第八条を削る。

附則第一項ただし書中「第六条及び第八条」を「及び第六条」に改める。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、三七三人」を「四、四四一人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項

中「二七四人」を「二七六人」に改め、同表学校の項中「五、四一七人」を「五、四二八人」に、「四、六五一人」を「四、六五六人」に改め、同表警察の項中「三、九五六人」を「三、九六七人」に、「三、五二七人」を「三、五三四人」に、「二、〇六七人」を「二、〇七一人」に、「二、〇八三人」を「二、〇八六人」に改め、同表合計の項中「一四、三三四人」を「一四、四二六人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「二一、九三三人」を「二一、九三三人」に、「二一、三三五人」を「二一、三三三人」に改め、同表特別支援学校の項中「二三九人」を「二四八人」に、「三三二人」を「三四一人」に改め、同表合計の項中「二一、一〇三人」を「二一、一〇二人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
第二十六条第三項中「森林環境税に係る徴収金」の下に「(以下「森林環境税に係る徴収金」という。)」を加える。

第二十八条の見出し中「賦課徴収」を「賦課徴収等」に改め、同条第一項中「決定した個人の県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同項第一号中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同項第二号中「均等割」の下に「並びに森林環境税」を加え、同項第四号中「と」を「、」に改め、「市町村民税の課税総額」の下に「及び森林環境税の課税総額」を加え、同条第四項中「個人の県民税に係る徴収金」の下に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、「においては」を「には」に改め、同項第一号中「徴収金」の下に「並びに森林環境税に係る徴収金」を加え、同項第二号及び第三号中「徴収金」の下に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、同条第五項中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条第六項中「においては」を「には」に、「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、「県民税」の下に「及び森林環境税」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法人」の下に「当該法人との間に親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。)(又は子会社(同条第三号に規定する子会社をいう。))の関係がある法人を含む。」を加え、「この項において」を削り、「令和六年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「以下「県税条例」という。」を削り、「及び県税条例」を「及び同条例」に改め、同条第二項中「又は対象期間に土地を取得した者との間に完全支配関係(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。)(がある対象事業者」を削り、同項後段及び同条第三項を削り、同条第四項中「又は前項」を削り、同項を同条第三項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例(以下「新条例」という。)(第一条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第二条第三項の規定による申請について適用する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の項中「揖斐川町」を削り、同表五十の三の項中「各務原市」の下に「郡上市」を加え、同表五十の四の項中「川辺町」の下に「七宗町」を加え、同表五十一の項中「下呂市」の下に「養老町」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一十八の三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)(の規定により市町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「審議会」を「審議会等」に改め、同条中「第三十条の四十第一項の」を「第三十条の四十第一項に規定する」に改め、「審議会」の下に「及び法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する法第三十条の四十第一項に規定する附票本人確認情報の保護に関する審議会」を加える。

第六条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「者」の下に「及び法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する法第三十条の三十二第一項の規定により知事に対して自己に係る附票本人確認情報の開示を請求する者」を加える。

別表第一第十六号を同表第十九号とし、同号の前に次の二号を加える。

17 B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

18 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一第十五号を同表第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

15 選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
別表第二教育委員会の項第二号を同項第三号とし、同号の前に次のように加える。

2 選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

第三条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」

に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県総務関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の表六の項中「六、六〇〇」を「七、二〇〇」に改め、同表七の項中「四、六〇〇」を「五、三〇〇」に改め、同表八の項中「三、七〇〇」を「四、二〇〇」に改め、同表九の項中「四、七〇〇」を「五、三〇〇」に改め、同表十二の項中「五、七〇〇」を「六、六〇〇」に改め、同表十三の項中「三、八〇〇」を「四、四〇〇」に改める。

附 則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条第一号中「（法律によつて成年に達したものとみなされる者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県国民健康保険法施行条例（平成二十九年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条、第九条及び第十三条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一「岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター」の項中「第四十三条第二号」を「第四十三条」に、「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十九年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十八号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十五条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第三十五条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百五十七条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第二百五十七条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

(岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百五十二条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第二百五十二条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

(岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十六条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第五十六条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

(岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定め

る条例(平成二十四年岐阜県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十五条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第五十五条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

(岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十五条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第五十五条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

(岐阜県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 岐阜県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和二年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十七条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において

は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十八条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、当該軽費老人ホームのホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第三十五条第一項中「交付」を削る。

(岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十五条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十五条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出

なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

（岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
第三条 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

7 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号、以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）第百二十四条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

8 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する

指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十二條の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十三條第二号中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第二十七條の見出しを「協力医療機関等」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた

入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
第二十七条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
第二章中第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十一条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 ユニット型特別養護老人ホームは、施設長に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第四十二条中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。
第四十五条第十項中「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に

関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）第百二十四条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第十一項中「又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に、「若しくは指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービス基準」に、「若しくは指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）を「又は指定地域密着型介護予防サービス基準」に改める。

第四十七条中「第三十一条及び第三十一条の二」を「及び第三十一条から第三十一条の三まで」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に改める。
第五十条中「第三十一条の二」を「から第三十一条の三まで」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に改める。

（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第二十三条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二十九条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を

加える。

八 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

第三十二条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、指定訪問介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第四十条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十三条第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第五十四条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十一条第二号中「第四号」の下に「及び第八号」を加える。

第八十条第二号及び第八十八条第二号中「及び第六号」を「第六号及び第八号」に改める。

第九十五条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第一百二条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九十五条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百五条中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第一百三十一条第五号中「及び第六号」を「第六号及び第八号」に改める。

第一百四十二条第四項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第一百五十一条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第一百五十三条の次に次の一条を加える。

第百五十三条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第六十条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。
8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、

次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第百六十五条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に

係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第百七十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第百七十六条第一項第二号を削り、同項第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第百七十七条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第百七十九条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第百八十六条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第百八十七条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に」を「に」に改める。

第百八十九条中「及び第百五十三条」を「、第百五十三条及び第百五十三条の二」に改める。

第百九十二条第一項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げるユニット型指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設又は設備」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第百八十三条第一項に規定する設備」を「第百八十三条第一項から第七項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を設けなければならない。

5 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所又は療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、

次に掲げるところによる。

一 ユニット

イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下 幅は、一・八メートル(中廊下にあつては、二・七メートル)以上とする。

三 機能訓練室

イ 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設ける機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ロ 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設

ける機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

6 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第五項第一号ロに掲げる共同生活室は、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十号)第六条第三号又は第八条に規定する食堂とみなす。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第九十九条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第二百条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二百三条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件の全てを満たす場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第二百一十一条において準用する第百五十三条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
八 緊急時の体制整備

二 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百二十二条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百十六条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第二百十八条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、

新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百二十一条中「及び第百四十六条」を、「第百四十六条及び第百五十二条の二」に改める。

第二百三十六条第三項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百三十六条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百三十七条第一項中「内容」の下に「福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、「作成されなければならない」を「作成させなければならない」に改め、同条第二項第四号中「福祉用具貸与計画の

作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に、「当該福祉用具貸与計画の変更」を「福祉用具貸与計画の変更」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うこと。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

五 モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告すること。

第二百三十七条第三項中「同項第四号」を「同項第六号」に改める。

第二百四十二条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、指定福祉用具貸与事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第二百四十三条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百三十六条第三項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五十三条第四号を第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

六 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百五十三条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十

分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百五十四条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条中「作成しなければ」を「作成させなければ」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に、次に掲げるところにより、特定福祉用具販売計画を作成させなければならない。

一 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。

二 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

三 特定福祉用具販売計画を作成した場合には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付すること。

3 指定特定福祉用具販売事業者は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員に、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行わせるものとする。

第二百五十五条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十三条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附則第三項中「(平成二十四年岐阜県条例第六十号)」を削る。

第五条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十六条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第七十一条第二号中「及び第八号」を削る。
 第七十二条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第六十六条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十五条第三項中「指定介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「第一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の利用者、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）
 第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護老人保健施設の利用者、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）
 第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院の利用者、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）
 第四条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護医療院の利用者、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号。以下「介護医療院基準条例」という。）
 第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十八条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第七十九条第二項中「医師又は」を「医師及び」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテ-

ション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第八十条第二号中「第六号及び第八号」を「及び第六号」に改める。
 第八十一条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十八条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十七条第二項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十七条第三項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十七条第四項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十八条第二号中「第六号及び第八号」を「及び第六号」に改める。
 第八十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第八十七条第二項第五号、第三項第四号及び第四項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百二十六条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び介護老人保健施設基準第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院基準第四条（医師の員数に係る部分に限る。）及び介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十八条第二項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百二十九条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第二百三十一条第五号中「第六号及び第八号」を「及び第六号」に改める。

第二百三十三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百二十八条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七百七十六条第一項第一号中「岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）」を「介護医療院基準」に改める。

（岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行う際の手続

第五十四条の四第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、指定介護予防訪問入浴介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第五十五条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十七条第四項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十七条第四項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第五十八条の二ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十条第二号中「及び第六号」を「第六号及び第九号」に改める。

第八十条第二号中「及び第七号」を「第七号及び第九号」に改める。

第八十三条第五項第一号中「第二条」を「第一条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加える。

第八十九条第二号及び第一百五十五条第四号中「及び第七号」を「第七号及び第九号」に改める。

第三百三十条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第百三十二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第百三十三条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第百三十四条の次に次の一条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第百三十四条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第百五十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第百六十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第百六十六条第一項第二号を削り、同項第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第百六十七条中「診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十三年政令第百七十五号)第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第百六十九条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第百七十条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第百七十一条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟」を「に」に改める。

第百七十三条中「及び第百三十四条」を「第百三十四条及び第百三十四条の二」に改める。

第百八十三条第一項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に限る。)」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第百九十二条第一項に規定する設備」を「第百九十二条第一項から第七項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に

は、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所

には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、法に規

定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関す

るものに限る。）を設けなければならない。

5 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所又

は療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所

の設備の基準は、次に掲げるところによる。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短

期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接

して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則と

しておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、

(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、

共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユ

ニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けること。又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

(1) 病室ごとに設けること。又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用

するのに適したものとすること。

二 廊下 幅は、一・八メートル（中廊下にあつては、二・七メートル）以上とす

ること。

三 機能訓練室

イ 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業

所に設ける機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を

有し、必要な器械及び器具を備えること。

ロ 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事

業所に設ける機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な

器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

6 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短

期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対

する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第五項第一号ロに掲げる共同生活室は、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施

設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）第六条第三号

又は第八条に規定する食堂とみなす。

第百八十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、管理者に、ユニット型施設

の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第百八十七条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第百九十五条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件の全てを満たす場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イ

の規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第二百八条において準用する第百三十四条の二に規定する委員会において、利

用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百一条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百三条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第二百五条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機

関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第一種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百八条中「第五十四条の十一まで（第五十四条の九第二項を除く）」を「第五十四条の八まで、第五十四条の十から第五十四条の十一まで」に、「及び第三百三十三条の二」を、「第三百三十三条の二及び第三百三十四条の二」に、「第五十四条の十一の二」及び「第三号並びに第五十四条の四第一項」を「第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号」に、「同項」を「第五十四条の四第一項」に改める。

第二百二十四条中「第五十四条の十一まで（第五十四条の九第二項を除く）」を「第五十四条の八まで、第五十四条の十から第五十四条の十一まで」に、「第二百二条から第二百二条まで」を「第二百二条、第二百二条、第二百二条」に改める。

第二百三十五条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、指定介護予防福祉用具貸与事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第二百三十六条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百三十八条第四項第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その

時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百三十八条第四項中第七号を第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

八 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

九 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百三十八条第四項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 法第八条の第二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百三十九条第一項中「期間」の下に、「介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第二項第四号中、「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を「モニタリング」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第二百四十八条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十条第四項第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五十条第四項中第五号を第九号とし、同号の前に次の三号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努める

とともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

七 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

八 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百五十条第四項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百五十一条第一項中「作成しなければ」を「作成させなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員に、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行わせるものとする。

附則第四項中「（平成二十四年岐阜県条例第六十号）」を削る。

第七条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十条第二号中、「第六号及び第九号」を「及び第六号」に改める。

第七十一条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十三条第五項第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十三条第五項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第七十七条第三項中、「指定居宅サービス等基準条例第七十五条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「第一項」を、「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第一百五十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十条第二号中、「第七号及び第九号」を「及び第七号」に改める。

第八十一条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十三条第五項第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十三条第五項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十四条第二項中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第七号を第八号とし、

第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第八十四条第三項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第四項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改める。

第八十九条第二号中、「第七号及び第九号」を「及び第七号」に改める。

第九十条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十二条第四項第四号、第五項第四号及び第六項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十二条第四項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十二条第五項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十二条第六項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第百二十二条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び介護老人保健施設基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百十五条第四号中、「第七号及び第九号」を「及び第七号」に改める。
第百十七号第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第百十九号第五項第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第百十九号第五項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第百二十条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第百二十条第三項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第四項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

第百六十六条第一項第一号中「岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「介護医療院の人員、施設及び設備並び

に運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）」を「介護医療院基準」に改める。

（岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第九項中「平成十八年厚生労働省令第三十四号」の下に「以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を加え、同条に次の三項を加える。

10 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に

岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号）次項において「指定居宅サービス等基準

条例」という。）第百三十六号第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は

岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する指定

介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活

介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活

介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定

短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス

基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行

う事業所又は指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導

員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービスマスター第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービスマスター第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合には、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十五条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。
ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第一項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、当該指定介護老人福祉施設のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。
第四十一条の二次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十一条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

(岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九條 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第四條第五項第三号中、「栄養士」を「又は栄養士」に改め、「又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の法第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第十九條第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六條ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「サテライト型居住施設」を「サテライト型居住施設（）」に改める。

第三十四條の見出しを「協力医療機関等」に改め、同條第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四條中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同條第八項に規定する指定感染症又は同條第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の

対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十五條第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同條第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同條第三項中「第一項の重要事項について、当該介護老人保健施設ホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第四十條の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四十條の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員への負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

（岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十條 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六條ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四條の見出しを「協力医療機関等」に改め、同條第一項中「協力病院」を

「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならぬ。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、当該介護医療院のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重

要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四十条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

（岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和三年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第四条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第八十四条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十八条の二（新指定居宅サービス等基準条例第九十条において準用する場合に限る。）並びに第五条の規定による改正後の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第四条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十四条の十の二（新指定介護予防サービス等基準条例第九十一条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第八十八条及び新指定介護予防サービス

又等基準条例第八十九条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第三十条の二（新指定居宅サービス等基準条例第九十条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の二の二（新指定介護予防サービス等基準条例第九十一条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附則第四項から第六項までを削る。

附則第七項の前の見出しを削り、同項中「新特別養護老人ホーム基準条例第三十五条第四項第一号イ^②」を「第三条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第三十五条第四項第一号イ^②」に改め、同項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「（ユニットに係る経過措置）」を付する。

附則第八項中、「新指定介護老人福祉施設基準条例」を「及び第六条の規定による改正後の岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）」に改め、「及び新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ^②（新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項の表新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ^②（新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の部を削り、同項を附則第五項とする。

附則第九項中、「第六条」を「並びに第六条」に改め、「並びに第八条の規定による改正前の岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この号において「旧指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第四十四条第二項第一号イ^④（旧指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を附則第六項とする。

附則第十項から第十二項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第七条の規定 令和六年六月一日

二 第一条の規定（岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条第三項の改正規定に限る。）、第四条の規定（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第三十二条第三項及び第二百四十二条第三項の改正規定に限る。）、第六条の規定（岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第五十四条の四第三項及び第二百三十五条第三項の改正規定に限る。）、第八条の規定（岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三十五条第三項の改正規定に限る。）、第九条の規定（岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第三十五条第三項の改正規定に限る。）及び第十条の規定（岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「介護医療院基準条例」という。）第三十五条第三項の改正規定に限る。） 令和七年四月一日

2 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十一号）は、廃止する。
（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第百四十二条第六項（新指定居宅サービス等基準条例第百六十七条の三及び第百七十三条において準用する場合を含む。）、第百六十条第八項、第百七十九条第六項及び第百九十四条第八項並びに第六条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百三十条第三項（新指

定介護予防サービス等基準条例第五十二条、第五十七条の三及び第六十三条において準用する場合を含む。)及び第六十九條第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第八十八條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(協力医療機関との連携に関する経過措置)

4 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十五条第一項、第三条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)(第二十七条第一項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。)、第八条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)(第三十四条第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、第九条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)(第三十四条第一項(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び第十条の規定による改正後の介護医療院基準条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)(第三十四条第一項(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。
(入所者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第三十一条の三(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第五十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第六十七条、第六十七條の三、第六十七條の三、第六十八條(新指定居宅サービス等基準条例第二十一条において準用する場合を含む。))及び第六十一条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三十四条の二(新指定介護予防サービス等基準条例第五十二条、第五十七條の三、第六十三條、第六十七條(新指定介護予防サービス等基準条例第八十八條において準用する場合を含む。))及び第二十八條において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第四十条の三(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第四十条の三(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
(口腔衛生の管理に係る経過措置)

施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第四十条の三(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第四十条の三(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
(口腔衛生の管理に係る経過措置)

6 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二百二十二條の二及び新指定介護予防サービス等基準条例第二百一一条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 医療型児童発達支援(第五十六条、第六十五条)」を「第三章 削除」に改める。

第三条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「提供する指定通所支援」を「当該指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第三項及び第四項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障

「書見通所支援事業者」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第七条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前二項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第七条第五項を削り、同条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「から第五項まで（第一項第一号を除く。）」を「（第一号を除く。）、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第七条第八項中「前項」を「前二項」に改める。

第八条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「便所及び静養室」に改め、同項ただし書及び同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同項ただし書中「場合は」の下に「第二項に規定する設備を除き」を加える。

第十二条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第二十四条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に定める額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不

自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつ

き健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十五条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十六条第一項中「指定児童発達支援に係る障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を、「当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費」の下に「及び肢体不自由児通所医療費」を加える。

第二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所に指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第二十七条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすること、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第二十八条第二項第一号中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達に程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同項第三号中「課題、」の下に「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同項第四号中「障害児」の下に「その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」を加え、同項第六号中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第二十九条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援管理責任者が業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めさせなければならない。

第三十一条の見出しを「支援」に改め、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十六条中「特別障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第四十条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十一条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第四十三条中「指定児童発達支援事業者」の下に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第五十条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十五条の七第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第五十六条から第六十五条まで 削除

第六十六条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第六十九条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第七十二条の三第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十二条の六第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等」を「支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第七十二条の十一中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改め、「除く。」の下に「第二十七条の二」を加え、「第四十八条、第五十条、第五十一条」を「第四十八条から第五十一条まで」に、「第五十三条」を「及び第五十三条」に改め、「及び第六十四条の二」を削り、「居宅訪問型児童発達支援計画」との下に「第二十八条第二項第三号中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第八十条中「及び第五項」を削り、「除く。」の下に「第二十七条の三」を加え、「第四十八条、第五十条、第五十一条」を「第四十八条から第五十一条まで」に改め、「第六十四条の二」を削り、「第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保

育所等訪問支援計画」との下に、「第二十七条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第二項第三号中「第二十七條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同項第四号中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「体制」との下に、「第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行つよう努めなければならない」とを加える。

第八十一条第一項中「第三項及び第六項を除く。」、第五十七条を「第四項及び第五項を除く。）」に、「第四項」を「第三項」に、「同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項を「同条第六項」に、「第五十七条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」を「同条第七項中「指定児童発達支援事業所」に改める。

第八十三条第一項中「第六十条」を削り、同条第二項中「第六十条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「第六十条」を削る。

第八十四条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第六十五条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第四条第一項中「という。）」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）

が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十七条において「障害福祉サービス」という。）」を「障害福祉サービス」に改める。

第五条第一項第二号口中「肢体不自由」の下に「（法第六条の二の第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第六条第二項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第二十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するために配慮をしなければならない。

第二十二条第二項第一号中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同項第四号中「障害児」の下に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。
（移行支援計画の作成等）

第二十三条の二 指定福祉型障害児入所施設は、児童発達支援管理責任者に、移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、児童発達支援管理責任者に、次に掲げるところに

より、移行支援計画を作成させなければならない。

一 適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容を検討すること。

二 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成すること。

三 移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うこと。

3 前条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定は、前項の規定による移行支援計画の作成について準用する。

4 前条第二項第二号、第四号から第六号まで及び第八号並びに第二項第一号及び第二号の規定は、同項第三号の移行支援計画の変更について準用する。

第二十三条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、児童発達支援管理責任者が業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めさせなければならない。

第二十六条の見出しを「支援」に改め、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第四十条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十七条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十二条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第五十三条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十四条第一項第二号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第三条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。）

第十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十七条第二項第一号中「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

第十七条第三項中「第六号」を「第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

第十八条に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第三十九条第一項第三号及び第三項中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十条中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第五十二条第一項第二号及び第四項中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四条第一項中「第六十三条第一項」を「第六十一条の二」に改める。

第五十五条及び第六十条中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。
(規模)

第六十一条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第六十三条第一項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）を「就労移行支援事業者は、就労移行支援事業所」に改める。

第六十九条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に、「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、「第三十七条ただし書及び」を削る。

第八十四条及び第八十七条中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第八十八条第一項中「指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第四条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条 第六十条）」を「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条 第六十条）」に改める。

就労選択支援（第六十条の二 第六十条の八）」に改める。

第三条第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。
第十七条第二項第七号中「指定計画相談支援をいう」の下に「。以下同じ」を、「行う者」の下に「（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

（基本方針）

第六十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第六十条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第六十条の四 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

一 管理者 一

二 就労選択支援員（省令第六十一条の四第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事す

る者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第六十条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六十条の七の三に規定する事項の整理(以下この章において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもってアセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した場合には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な

参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

(準用)

第六十条の八 第八条、第九条(第二項第一号を除く。)、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者的心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)
第六十八条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十四条中「及び第五十三条」を、「第五十三条及び第六十八条の二」に改める。

第八十七条中「第五十三条」の下に、「第六十八条の二」を加える。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百十条の四」を「第四百十条の五」に改める。

第七条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第二十四条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意

思決定の支援に配慮すること。

第二十五条第二項第一号中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同項第二号中「居宅介護計画の作成後」を「前項の居宅介護計画の作成後」に改める。
第二十九条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、サービス提供責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第四十三条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第四十八条第六項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、同条第七項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第五十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第五十七条第二項第一号中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

第五十七条第三項中「第六号」を「第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第五十八条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第七十七条第一項第二号及び第三項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第八十三条の二第二項中「障害者就業・生活支援センター」の下に「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第九十一条中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第九十一条の四第一号及び第二号中「第四百十条の三」を「第四百十条の四」に改める。

第一百一条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第一百三十三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第一百四十二条第二項第一号中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第一百六条中「第二十八条」の下に「、第二十九条第三項」を加える。

第三十六条第一項中「従い」を「応じ」に改め、同項第一号及び同条第四項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第四十条中「同条第一項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第八章第二節中第四百十条の四を第四百十条の五とし、第四百十条の三を第四百十

条の四とし、第四百十条の二の次に次の一条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第四百十条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第二百二十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第二百二十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の床面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあつては、当該専用の部屋等の床面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の床面積を加えるものとする。第四百四十一条第二号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第二百五条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四百十一条中「基準該当障害福祉サービス」の下に「第四百十一条の三に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び」を加え、同条第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第二号中「面積」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の床面積」に改め、「指定

通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、「の合計数」を「との合計数」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所等の従業者」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業者の従業者」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の下に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「提供する指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、「の利用者及び」を「又は指定通所リハビリテーションの利用者の数」とし、「の合計数」を「との合計数」に改める。

第四百四十一条の二の次に次の一条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準) 第四百四十一条の三 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の床面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準を満たす人員を配置していること。
- イ 十以下 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。
- ロ 十以上 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。
- 三 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四百九条及び第六十条第一項中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第七十二条中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。
第七十五条中「第六十三号」の下に「第六十七号第六項」を加え、「第五十八号」を「第五十八号第一項」に、「第六十八号第一項」を「第六十七号第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第六十七号第四号第一項の工賃」と「第六十八号第一項」に改める。

第七十九条中「第三十八号」の下に「第六十七号第六項」を加え、「第五十八号」を「第五十八号第一項」に、「第六十八号第一項」を「第六十七号第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第六十八号第一項の工賃」と「第六十八号第一項」に改める。

2 指定就労定着支援事業者は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第七十九条の六中「過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第七十九条の十三第一項第二号中「利用者の数の」を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の

区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 六十以下 一以上

(2) 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すこと一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 三十以下 一以上

(2) 三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すこと一を加えて得た数以上

第七十九条の十三第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を前項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第七十九条の十四を次のように改める。

第七十九条の十四 削除

第七十九条の十五の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上」を「定期的に」に改め、「により」の下に「又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第七十九条の十七中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に改める。

第八十条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他

居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第百八十一条の四第三項中「援助を」の下に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第百八十一条の七中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第百八十一条の八に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第百八十一条の八の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百八十一条の九 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(以下この条及び第百八十四条の九において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質

に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第百八十三条の四に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第百八十四条中、「第七十三条」を削る。

第百八十四条の二中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつ若しくは」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百八十四条の三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百八十四条の九の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第二項中「規定による」を「協議会等における」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の下に「及び第二項の規定による報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第六項とし、同項の前に次の五項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域

連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 日中サービスマン支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービスマン支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービスマン支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要請、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービスマン支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービスマン支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第百八十四条の十中、「第七十三条」を削る。

第百八十四条の十一中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百八十四条の十二中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百八十四条の十九中、「第七十三条」を削る。

第百八十五条第一項中、「指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第五十七条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第二項中、「指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第百九十条第一項第三号及び第二項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第百九十一条ただし書中「従事させ」の下に「又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させ」を加える。

第百九十三条第一項中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第百九十四条第一項中「第百四十条の四」を「第百四十条の五」に改める。
附則第三項及び第四項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第六条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める。

定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 就労移行支援（第百五十二条 第百六十条）」を「第九章の二 就労選択支援（第百五十一条の二 第百五十一条の七）」に改める。

就労選択支援（第百五十一条の二 第百五十一条の七）に改める。

第四条第一項中「及び第八章」を「第八章、第九章及び第十章」に改める。

第二十五条第二項第一号中「指定計画相談支援をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

（基本方針）

第百五十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（従業者の員数）

第百五十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上の就労選択支援員（基準命令第百七十三条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（実施主体）

第百五十一条の四 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る。

る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した場合には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。(関係機関との連絡調整等の実施)

第百五十一条の六 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

(準用)

第百五十一条の七 第九条から第二十条まで、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条、第五十九条、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条(第二項第一号を除く。)、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第八十四条から第九十条まで、第百三十七条及び第百四十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百五十一条の七において準用する第八十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十一条の七において準用する第百三十七条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百五十一条の七において準用する第百三十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者(心身の状況等に応じて)」と、第七十四条第二項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百五十一条の七において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百五十一条の七において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十一条の七」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第百五十一条の七において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百五十一条の七において準用する前条」と、第百四十七条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第百七十三条の九において読み替えて準用する基準命令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第百七十三条の九において読み替えて準用する基準命令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第百五十九条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第百五十九条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第七十二条中「及び第三百二十八条」を、「第三百二十八条及び第三百五十九条の二」に改める。

第七十五条及び第七十九条中「第三百二十八条」の下に、「第三百五十九条の二」を加える。

第七十九条の二中「法第五条第十五項の主務省令で定める」を「施行規則第六条の十の二に規定する」に、「同項の主務省令で定める」を「施行規則第六条の十の三に規定する」に改める。

(岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、

利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等)をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第十一条第一項第三号、第二項第二号及び第三項中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十九条第二項第一号中「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、「すること」の下に、「この場合において、

第二十条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者

という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえること」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の下に、「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

第十九条第三項中「第六号」を「第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第二十条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上当該地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 障害者支援施設は、地域移行等意向確認担当者が業務を行うに当たっては、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十九条第二項第五号の施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告させなければならない。

3 障害者支援施設は、地域移行等意向確認担当者が地域移行等意向確認等を実施するに当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めさせなければならない。

第四十条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の

対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

(岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五条第一項第二号、第二項第一号及び第三項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十六条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十七条第二項第一号中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、「すること」の下に、「この場合において、第二十八条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえること」と

を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）を、「開催し」の下に「当該利用者对生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

第二十七条第三項中「第六号」を「第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第二十八条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、サービス管理責任者が業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めさせなければならない。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第二十八条の二 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以

上、当該地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第二十八条の三 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、地域移行等意向確認担当者が業務を行うに当たっては、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十七条第二項第五号の施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告させなければならない。

3 指定障害者支援施設は、地域移行等意向確認担当者が地域移行等意向確認等を実施するに当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めさせなければならない。

第五十一条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター(第八十四条 第八十七条)」を「第十一章 削除」に改める。

第六十六条第二項第二号イ及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「肢体不自由」の下に「(法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)」を加え、同号イを次のように改める。

イ 支援室及び屋外遊戯場

第六十七条第四項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第五項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十五条第一項中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第七十六条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第十章 福祉型児童発達支援センターを「第十章 児童発達支援センター」に改める。

第七十九条第一項を次のように改める。

児童発達支援センターには、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室を設けるほか、児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第七十九条第二項中「前項第二号及び第四号」を「第一項」に改め、同項第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第八十条第一項から第三項までを次のように改める。

児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他府令第六十三条第一項のこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により看護職員を児童発達支援センターに訪問させ当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合又は同法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)のほか、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の

総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

第八十条第四項中、「第八十五条第二項において同じ」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第八十一条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第八十二条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第八十二条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第八十三条第一項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項を削る。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第八十四条から第八十七条まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五十条第一項の改正規定、第二条中岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第四十七条第一項の改正規定並びに第四条及び第六条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 (指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等に係る経過措置)
(児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、第一条の規定に

よる改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(指定児童発達支援事業所の設備の基準に係る経過措置)
4 改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(指定児童発達支援プログラムの策定等に係る経過措置)
6 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第二十七条の二（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四及び第七十二条の十一において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十七条の二中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

(地域との連携等に係る経過措置)
7 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第五条の規定による改正後の岐阜県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第百八十一条の九（新指定障害福祉サービス基準条例第百八十四条の十九において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第百八十四条の九の規定の適用については、新指定障害福祉サービ

ス基準条例第八十一条の九第二項及び第三項並びに第八十四条の九第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第八十一条の九第四項及び第八十四条の九第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

8 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第七条の規定による改正後の岐阜県障害者支援施設設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「障害者支援施設設備基準条例」という。)(第二十条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

9 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第八条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定障害者支援施設設備基準条例」という。)(第二十八条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

10 (地域移行等意向確認担当者の選任に係る経過措置)
この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準条例第二十条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告させなければ」とあるのは「報告するよう努めさせなければ」とする。

11 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第二十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告させなければ」とあるのは「報告するよう努めさせなければ」とする。

12 (児童発達支援センターの設備の基準に係る経過措置)
改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第九条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新児童福祉施設設備基準条例」という。)(第七十九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。)

13 この条例の施行の際現に設置している第九条の規定による改正前の岐阜県児童福祉

施設設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧児童福祉施設設備基準条例」という。)(第七十九条第一項第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同項第三号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター)については、新児童福祉施設設備基準条例第七十九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(児童発達支援センターに置くべき職員及びその員数に係る経過措置)
14 改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設設備基準条例第八十条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

15 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設設備基準条例第八十条第一項第一号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同項第二号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設設備基準条例第八十条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

岐阜県女性自立支援施設設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県女性自立支援施設設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項に規定する女性自立支援施設設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の権利に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた

自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第三条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第四条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画(第十五条第四項において「非常災害計画」といふ。)を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第五条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第十五条第四項において「安全計画」といふ。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第六条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十

五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第七条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第八条 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第三号に掲げる職員を置かないことができる。

一 施設長

二 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 施設その他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第九条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人權に関する高い識見と専門性を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に三年以上従事した者であること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第十条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)としなければならない。

<p>2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p> <p>3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 事務室</p> <p>二 相談室</p> <p>三 宿直室</p> <p>四 居室</p> <p>五 集会室兼談話室</p> <p>六 静養室</p> <p>七 医務室</p> <p>八 作業室</p> <p>九 食堂</p> <p>十 調理室</p> <p>十一 洗面所</p> <p>十二 浴室</p> <p>十三 便所</p> <p>十四 洗濯室</p> <p>十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>4 前項各号に掲げる設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p>	<p>二 居室</p> <p>イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。</p> <p>ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。</p> <p>三 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。</p> <p>四 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室の清潔を常に保持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>五 その他非常災害に際して必要な設備</p> <p>イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第十一条 女性自立支援施設は、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(居室の定員)</p> <p>第十二条 一の居室の定員は、原則一人とする。</p> <p>2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。</p> <p>(自立支援等)</p> <p>第十三条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。</p> <p>3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所</p>
--	--

者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第十四条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第十六条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔を保持しなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十七条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設を設置者が入所者に係る給付金（女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号）

第十八条の厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関等との連携)

第十八条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員及び困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第十九条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物）をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十四号)は、廃止する。

(施設長の任用に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第八条に規定する要件を満たすものとして施設長に任用されている者は、第九条に規定する要件を満たすものとして当該施設長に任用された者とみなす。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一岐阜県立千草寮の項中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条の規定による婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項の規定による女性自立支援施設」に改める。

別表第二岐阜県女性相談センターの項中「岐阜県女性相談センター」を「岐阜県女

性相談支援センター」に、「売春防止法第三十四条第一項の規定による婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第一項の規定による女性相談支援センター」に改める。

別表第三岐阜県立千草寮(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号を次のように改める。

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項の規定により困難な問題を抱える女性を人所させて、その保護を行うとともに、自立支援を行うこと。

別表第三岐阜県立千草寮(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第五条の規定により被害者の保護を行うこと。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。
第九十九条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条 本県への若者の定着を促進するために企業等と連携して大学の卒業生等の奨学金の返還を支援する事業に要する資金に充てるため、岐阜県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（目的外の取崩し）

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表二十一の表中「免疫学的検査に」を「検査に」に改め、同表一の項中「以下の表において同じ」を削り、「家畜伝染性疾患検査手数料」を「家畜伝染性疾患免疫学的検査手数料」に改め、同表二の項中「家畜伝染性疾患の免疫学的検査証明書」を「一の項又は二の項に規定する検査を受けた旨の証明書」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

一 家畜伝染性疾患の遺伝子検査 （家畜伝染病予防法に基づくものを除き、ヨ―ネ病に係るものに限る。）	家畜伝染性疾患 遺伝子検査手数料	一頭につき	二、八二〇
--	---------------------	-------	-------

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

21 国営西濃用水第三期土地改良事業に係る負担金に限り、第三条の規定の適用につい

ては、同条第一項第一号中「百分の五十」とあるのは、「五百分の二百九（耐震化対策に係る事業にあつては、十分の一）」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県建築審査会条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県建築審査会条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県建築審査会条例の一部改正)

第一条 岐阜県建築審査会条例（昭和二十五年岐阜県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第九十七条の二第五項」を「第九十七条の二第六項」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の表備考第六号中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表五十八の項中「五十七の項」を「五十九の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表五十七の項の次に次のように加える。

五十八 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号。以下この表において「施行令」という。） 第六項に規定する既存建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	既存建築物敷地制限特例認定申請手数料	一件につき	二七、〇〇〇
五十九 施行令第三百三十七条の二第七項に規定する既存建築物に係る道路内の建築制限の特例の認定の申請に対する審査	既存建築物道路内建築制限特例認定申請手数料	一件につき	二七、〇〇〇

別表第一十八の四の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の」に改め、同表一の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表五の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一号イ中「五十八円」を「五十三円」に改め、同号ロ中「五十八円」を「五十三円」に、「三十四円」を「二十九円」に改め、同条第二号中「百三円」を「九十八円」に、「七十九円」を「七十四円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の第十六条の規定は、令和六年四月分として算定する料金から適用する。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「年次休暇は、一の年」の下に「(教育職員等(教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける職員及び児童負担教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。)をいう。以下この条において同じ。)にあつては、一の年度)」を、

「日数は、一の年」の下に「(教育職員等にあつては、一の年度)」を加え、同項第二号中「当該年」の下に「(教育職員等にあつては、当該年度)」を、「その年」の下に「(教育職員等にあつては、その年度)」を加え、「二十日」を「二十日」に改め、同項第三号中「前年」の下に「(教育職員等にあつては、当該年度の前年度)」を、「引き続き当該年」の下に「(教育職員等にあつては、当該年度)」を加え、「二十日」に人事委員会規則で定める日数を加えた日数」を「四十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数」に改め、同条第二項中「翌年」の下に「(教育職員等にあつては、当該年度の翌年度)」を加え、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、教育職員等以外の職員であつて人事異動により教育職員等となるもの又は教育職員等であつて人事異動により教育職員等以外の職員となるものの年次休暇の日数は、教育職員等以外の職員又は教育職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、四十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とする。

(岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十二条並びに」を「第四十二条、」に改め、「第六条第一項」の下に「並びに給特法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二条の四第一項及び第二項」を加える。

第五条を次のように改める。

(一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第五条 教育職員の服務を監督する教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)は、その服務を監督する教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある者については、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により服務監督教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)において当該教育職員の週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)を連続して設けることを目的とする場合に限り、給与条例第三十一条第一項から第三項まで並びに第三十二条第一項及び第二項(これらの規定を岐阜県職員

の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児条例」という。）第十八条（育児条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員又は同法第十七条の規定による短時間勤務をする教育職員にあつては、当該育児短時間勤務又は短時間勤務の内容に従つた週休日）を設け、対象期間（その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間（給与条例第三十一条第一項（育児条例第十八条（育児条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）から第三項までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）となるように週休日及び勤務時間の割振りを定める期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の全部又は一部を含むものとする。以下同じ。）として定められた期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。

3 第一項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させられることができる教育職員の範囲
 - 二 対象期間及びその起算日
 - 三 対象期間を定めることができる期間の範囲
 - 四 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）及びその起算日
 - 五 対象期間における勤務日（第一項の規定により勤務時間を割り振る日をいう。以下同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）
- 4 服務監督教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における

勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 服務監督教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

6 服務監督教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和二年文部科学省令第二十六号）第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針（給特法第七条第一項に規定する指針をいう。第七条において同じ。）に定める措置（次条第一項において「措置」という。）を講ずるものとする。

第五条の次に次の一条を加える。

（勤務することを要しない時間の指定）

第五条の二 服務監督教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間として定められた期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合においては、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた日以降において四週間を超えない期間につき一週間当たり通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間があるときは、当該教育職員に対し、同項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち給与条例第三十八条に規定する休日及び給与条例第三十九条第一項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を、人事委員会規則で定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該指定された勤務することを要しない時間を除く当該教育職員の当該期間における勤務時間について、当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるようにするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、当

該指定された勤務することを要しない時間における勤務は、次条第一項に規定する時間外勤務とみなし、当該時間に勤務することを教育職員に命ずる場合は、同条第二項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

第七条中「教育職員の勤務を監督する教育委員会は、当該教育職員」を「服務監督教育委員会は、教育職員」に改め、「給特法第七條第一項に規定する」を削り、「当該教育委員会」を「当該服務監督教育委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であつて、施行日以後に教育職員等（第一条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四十二條第一項に規定する教育職員等をいう。）として在職するものの施行日の属する年度における年次休暇の日数は、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に有する第一条の規定による改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四十二條に規定する年次休暇の残日数に五日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数を加えた日数とし、四十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数を上限とする。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(岐阜県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

4 岐阜県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年岐阜県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）第五条の二の規定により指定された勤務することを要しない時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の表五の項中「二、七〇〇」を「四、〇〇〇」に改める。

別表第一九の表二の項を削り、同表三の項中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同項を同表二の項とし、同表四の項を削り、同表中五の項を三の項とし、六の項から十八の項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第二十の表一の項を次のように改め、同表二の項及び三の項を削る。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条に規定する自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	一件につき	二、〇〇〇
---	-----------------	-------	-------

別表第一中十一の表を削り、十二の表を十一の表とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県ケアラー支援条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県ケアラー支援条例

目次

前文

第一章 総則(第一条 第九条)

第二章 基本的施策(第十条 第十五条)

附則

身近な人に無償で介護、看護、日常生活上の世話等の援助を行うケアラーは、ケアを受ける人たちを支える上で重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、過重な介護等の負担により学習に支障を来すヤングケアラー、高齢者の介護を高齢者が行う老老介護、高齢の親が中高年の子の生活を支える八〇五〇問題など、ケアに伴う過度な精神的、身体的及び経済的負担により、ケアラーが日常生活に困難を抱え、社会から孤立していることが大きな課題として認識されるようになった。

とりわけ、ヤングケアラーは、家族のことは家族で解決しなければならないといった価値観や家族のケアは手伝いの延長といった捉え方により、本人やその家族にケアラーの自覚がないこと、本人がケアラーであることを隠そうとすること、家族以外に見守ってくれる身近な大人がいいることなどから、支援が必要な場合であったとしても表面化しにくくなっている。

岐阜県においては、総人口に占める高齢者の割合は今後も増加し、要介護者等が増加すると見込まれている。また、高齢者のみならず、障害や疾患がある方の中にも、介護や看護を必要とする方が多くいる。さらには、今後も発生が予想される災害や新たな感染症等によって、身近な人がケアを必要とする状況になることも考えられ、誰もがケアラーとして課題に直面する可能性がある。

こうした状況の中、ケアラーを取り巻く課題の解決を図るためには、ケアラーに対する支援体制の整備と併せて、県民等がケアラーに対する理解を深め、ケアラーが社会的に孤立せず、安心して自分らしく暮らすことができるよう、社会全体で支えていく必要がある。

ここに、社会全体でケアラーを支えていく仕組みを構築し、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、ケアラーへの支援(以下「ケアラー支援」という。)に関し、基

本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- 二 ケアラー 心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償でケアを行う者をいう。
- 三 ヤングケアラー ケアラーのうち十八歳未満の者をいう。
- 四 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- 五 支援団体 地域で組織された団体その他の団体であつてケアラー支援を行うものをいう。

(基本理念)

第三条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラー支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ケアラー支援は、ケアを受ける者及びその家族等に対する支援と一体的に行われなければならない。

4 ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーとしての時期が各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、ケアラー支援における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村において、ケア

ラー支援に関する施策が円滑に実施されるよう、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、事業者、関係機関及び支援団体が行うケアラー支援に関する活動が推進されるよう、助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、第一項の施策を実施するに当たっては、県民、市町村、事業者、関係機関、支援団体等と相互に連携を図るものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、当該事業所において雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第七条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、置かれている生活環境等について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第八条 教育に関する業務を行う関係機関(以下「教育機関」という。)は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関

わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、その教育の機会の確保の状況、健康状態、置かれている生活環境等について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

2 教育機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、当該ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(支援団体の役割)

第九条 支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的にケアラー支援を行うとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(推進計画)

第十条 県は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 ケアラー支援に関する基本方針

二 ケアラー支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第十一条 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、ケアラーが、自らの置かれている状況について正しく理解した上で、適切な支援を求めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、県民、事業者、関係機関、支援団体等が、ケアラーの置かれている状況、ケアラー支援の方法その他のケアラー支援に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(相談・交流のための環境整備)

第十二条 県は、ケアラーが社会的に孤立することなく、早期に必要な支援につながる

よう、市町村、関係機関及び支援団体との緊密な連携の下、ケアラーが相談しやすい環境及びケアラー同士が交流することのできる環境の整備に努めるものとする。

(人材育成)

第十三条 県は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第十四条 県は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制及び県、市町村、関係機関、支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社